

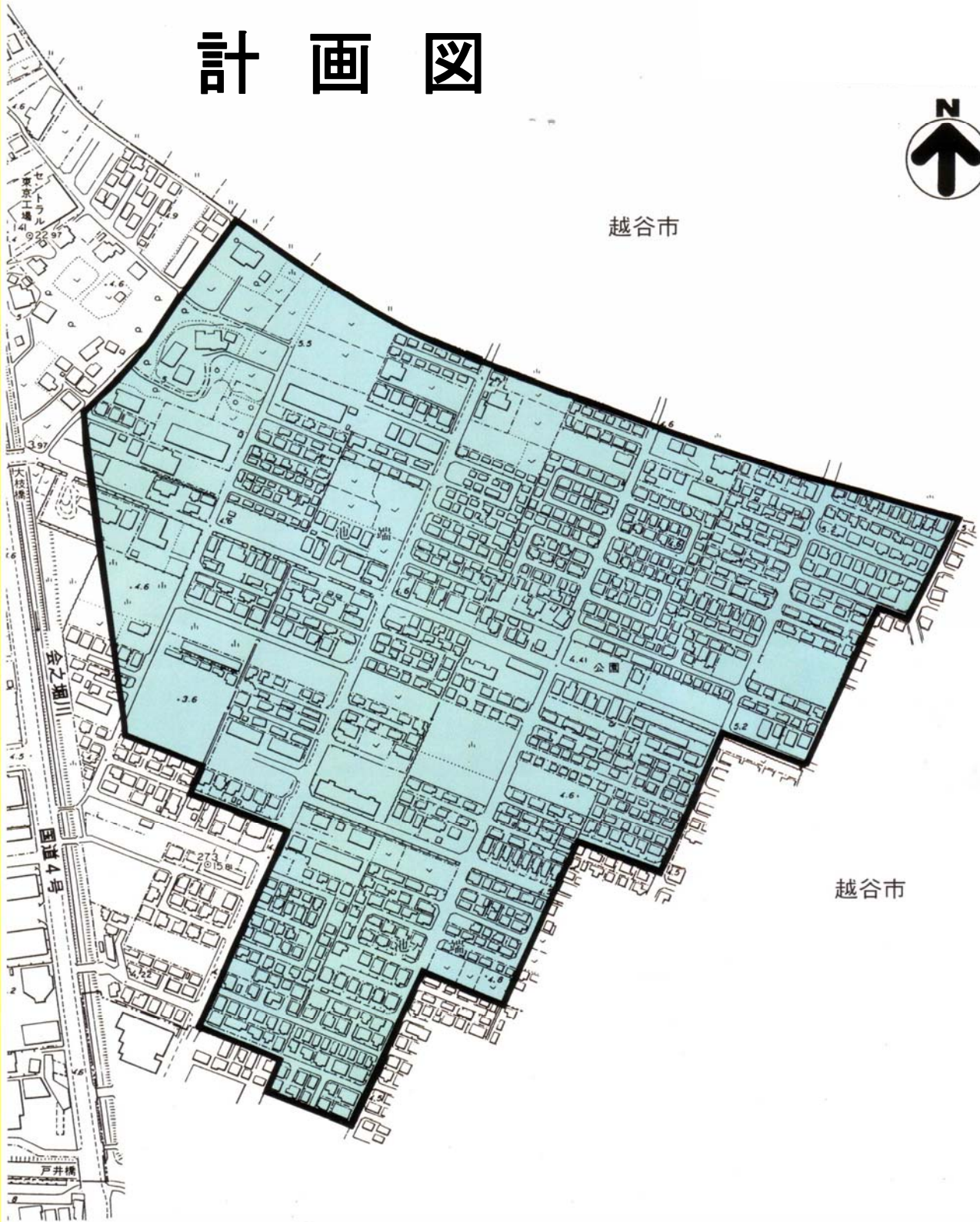
◎計 画 書

名 称		大枝池端地区地区計画	
位 置		春日部市大枝字池端の一部	
面 積		約 16.6 ha	
区保 域全 の整 備関 ・す 開 発方 及 び針	地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は春日部市の南部に位置し、国道4号線に隣接した土地改良の実施された地区である。</p> <p>公共下水道の整備もされ、かなりの道路の改良が行われ、低層住宅地を主体として形成されている。</p> <p>今後、良好な住環境の保全を図るとともに、宅地の細分化、ミニ開発等の環境悪化に対し、宅地化を計画的に誘導し、良好な住環境の形成を図るものとする。</p>	
	土 地 利 用 の 方 針	地区の土地利用は、良好な住環境を有する低層住宅地を主体とした土地利用を図る。	
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	道路は拡幅整備を進め、利便性の向上及び安全性の向上を図る。	
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	敷地の細分化、建築物の建て詰まり等による居住環境の悪化の恐れに対し、敷地面積の最低限度を定めるなどにより、良好な住環境の形成を図る。	
地 区 整 備 計 画	建 関 築 す 物 る 等 事 に 項	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	100㎡
		壁 面 の 位 置 又 は 建 築 物 の 形 態 の 制 限	建築物の壁若しくはこれに代る柱の面から隣地境界線までの距離は、50cm以上とする。
		か き 又 は さ く の 構 造 の 制 限	かき又はさくの構造は、生垣又はフェンスを原則とする。 ただし、高さ1.5m以下のブロック塀等にあつてはこの限りでない。
備 考			

計 画 図



越谷市



越谷市

凡 例	
地区計画区域	——

